

長野市農業委員会第 19 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 8 月 30 日 (金)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 4 時 00 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員

1 番 阿部 孝二	2 番 北村 守	3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保	5 番 久保田清隆	6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝	8 番 小池 知永	9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男	11 番 清水 貢	12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂	14 番 山本 忠宏	15 番 柰津 光博
16 番 北澤 万正	17 番 横山 幸季	19 番 曾根 信一
20 番 花見ひとみ	21 番 近藤 利章	22 番 宮崎 治夫
23 番 善財 良治	24 番 佐藤 隆	25 番 和田 修
- 4 欠席委員
18 番 高木喜久夫
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
参事兼事務局長 浅川 清和 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 曾根 明美 係 長 駒村貴久美
主 査 竹内 みつほ
農業政策課
主 事 中野 修平
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第 175 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 176 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 177 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 178 号 農地法第 3 条の規定による許可取り消しについて
議案第 179 号 農地法第 5 条の規定による許可取り消しについて
議案第 180 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 181 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 182 号 非農地決定について
報告第 57 号 農地法第 4 条の規定による届出について
報告第 58 号 農地法第 5 条の規定による届出について
報告第 59 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 183 号 長野市農政懇談会について
議案第 184 号 第 9 回長野県農業委員会大会における要請事項について

曾根会長代理 第19回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号18番高木喜久夫委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 改めまして、皆さん、こんにちは。長野市農業委員会の青木でございます。ようやく暑さも峠を越えてという状況の中で、台風10号、4日ほど悩みましたね、りんご落ちるんじゃないか。悩んだ末に、今度は迷い台風になって、これからどうなるか分かりませんけれども、私の読みだと、多分、風じゃなくて雨になるだろうということで、半分は期待と半分は願いということで、今の心境でございます。8月でしたかね、集中豪雨ございました。長野市内、真島地区、松代地区、一部若穂もありましたけれども、ダウンバーストといいまして、風が上から急に下りてきて、下に渦巻いて、稲が倒れたり、一部、果樹の枝が折れたという被害、真島地区で約1,000万というお話を聞いています。いずれにいたしましてもまだまだ安心はできませんけれども、何とか今回の台風、無事、長野市、長野県を通過してほしいなというふうに考えております。

話は変わりますけれども、昨日、たまたま宮城県の農業会議で、農業委員、最適化推進委員の研修会がございました。約800人ほど集まって、仙台の近くで行われました。たまたま私は、農地の基盤整備事業の事例報告ということで講師を頼まれまして、朝一番に長野市を出て仙台近くの会場で講演会を行いました。それで、昨夜、帰ってきましたけれども、新幹線でずっと行ったんですけども、関東平野って広いですね。1枚の田んぼがほとんど、やっぱり3反歩、4反歩、5反歩、非常に大きい田んぼが多いということ、それからほとんどが稲作中心だということも感じました。そういう中で、やっぱり国の農水省の幹部の方々は、どうしても稲作を中心とした、いわゆる農業政策ということをいろいろ考えておられるんじゃないかなというような感じで。私としては、いわゆる稲作は稲作で、これは日本の食料の大黒柱ですから大事なことは分かりますけれども、他との産業のバランスということも、今後もっと考えてもらわんといかんのかなというふうに感じました。

大宮で若干時間ございましたので、外に出て、スーパーにちょっと入りました。お米のコーナーに行ったら、お米ないんですよ、売ってないんです。置いてあるのはお米のパック、あと麺類が積んである。間もなく入りますからしばらくお待ちくださいという

ふうに書いてありました。お米が、やっぱり本当にこんな状況なんかなと。あと1カ月すれば、確かに入りますけど、それでは、やっぱり日本の危機守れないなというような感じがしました。食料自給率、特に主要穀物の安定生産というのは、これは非常に大きな課題だなというふうに思っています。いみじくも、今年、農業の基本法等について見直すということで、基本法については通りました。来年の春までにこれらの法律の肉付けをするということで、昨日の新聞ですかね、農水大臣から審議会に諮問をされておりましたけども、年末を通して内容の肉付けをしているということで、私どももそれに対して注目をしていきたいというふうに思っています。

最後に、既にスタートされておられる地区もあると思いますけども、暑い中、長野市の24万筆近くの農地を巡回する利用状況調査が始まります。どうか、暑さに対してもそうですけども、中身の確認も含めて、ぜひとも計画どおり進行できるようご協力をお願いいたしまして、簡単でございますけども、開会の挨拶とします。よろしくお願いします。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして、浅川局長より挨拶をお願いします。

浅川参事
兼事務局長

お疲れさまでございます。本日は何かとご多忙のところご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、大変残暑が厳しい日々が続いておりますけれども、委員の皆さま方には日頃から大変ご苦労いただいております。重ねて御礼申し上げます。

農地パトロールの時期となりましたけれども、大変暑い日が続きそうでございます。体調面には何分ご留意をいただきたく、よろしくお願いします。また、先月の総会では、総会后、市長を囲んでの懇親会ということで、大勢の委員の皆さまにご出席いただき、盛大に開催することができました。ありがとうございました。

さて、まずは台風10号です。大雨と暴風が予報されておりましたが、だいぶ勢力のほうは弱まってきているということでございますが、もしばらくは十分な警戒が必要だと思います。委員の皆さま方には、ことさら農地ですとか農作物の状況が気に掛かるところではございますけれども、河川の増水、土砂崩落など、台風が去った後でもしばらくは危険を伴いますものですから、くれぐれもご注意をいただければと思います。

また、この頃、大型農機具での死亡事故が県内でも続発いたしました。安全対策につきましては注意喚起ということになりますけれども、これからは、やはりもう少し踏み込んだ具体的な対応というものも、必要になってくるのかなと思っております。

それから、長野市内では大型の開発がいくつか予定されています。例えば若穂のスマートインター、それから南長野運動公園の東側のエリア、それからエムウェーブの南側など、大規模な開発です。さらに、市では新たな産業団地の整備ということで、20ヘクタール規模で3カ所、合計60ヘクタールほどで向こう5年以内に着手をしたいという説明がございました。優良農地の減少は避けられないわけですが、開発が進みますとアクセス道路が整備され、ロードサイドショップが連なり、自ずとその近隣の地域でも開発の機運というものが生まれてまいります。今後、検討される具体的な大型開発につきましてはこれからではございますけれども、早い段階から私も事務局でも関心を持って情報収集に努め、委員の皆さまと情報共有をしながら、適切に対応してまいりたいと思っています。

本日は、農地法等議案32件他でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げますとともに、いよいよ実りの秋を迎える大事な時期でございます。委員の皆さまには、ご家族を含め、くれぐれもご自愛をいただきまして、ますますご健勝でご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

曾根会長代理

ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議

長

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますように、皆さまがたのご協力をお願いいたします。着座にて進行させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号15番 柊津光博委員、議席番号16番 北澤万正委員、両委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件に関しまして、当事者または関係者等となっている方がございましたらお申し入れください。事前に事務局のほうで調べてございますけれども、よろしいですか。いいですかね。

【該当なし】

議

長

それでは、なしと確認いたします。次に、議案の訂正等の報告を事務局からお願いいたします。

笠井主幹 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明
兼事務局長補佐 させていただきます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配り
しました資料及び皆さまに事前にお届けしてご持参いただい
ております資料につきましては、別紙、総会資料一覧（確認用）の
とおりでございます。ご確認をお願いいたします。

また、農地法議案等の訂正につきましては、資料の第 19 回総
会農地法等議案（本冊）訂正票（総会）をご覧ください。こちら
になります。訂正は 2 カ所ございます。本件は、同じ申請者によ
る 4 条の転用許可申請と 2 アール未満の届出でしたが、長野県か
ら、隣接する土地のため 4 条の転用許可申請にまとめるようにと
指導がありましたので、訂正を行いました。

本冊の 7 ページをご覧ください。資料の 1、訂正になります。
議案は、議案第 176 号 農地法第 4 条です。番号は 2 番で、訂正
後の太字の部分が、2 アール未満の届出を追加した訂正箇所とな
っております。2 点目は、2 の削除になります。本冊 51 ページ
をご覧ください。2 アール未満の番号 4 番を削除する訂正となり
ます。報告は以上でございます。

議 長 それでは、議事に入ります。農地法等に関する事項について審
議を行います。議案第 175 号 農地法第 3 条の規定による許可申
請についてを議題とします。事務局から議案の説明をお願いいた
します。

笠井主幹 議案第 175 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご
兼事務局長補佐 説明申し上げます。本冊 1 ページをご覧ください。

番号 1 番から 6 ページの 15 番までの 15 件でございます。内容
につきましては、所有権移転案件が 14 件、使用貸借案件が 1 件
となります。7 番、9 番、15 番の 3 件が農家創設です。また、1
番、3 番、4 番、5 番、8 番、12 番の 6 件が 10 アール未満の案
件でございます。なお、その他の内容につきましては議案に記載
のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各項に掲げ
る、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められな
い場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保
に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要
件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、
いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。説明は以上でご
ざいます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査
会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告につい
て、農家創設を含めてお願いいたします。

初めに、北部地区調査会長から、1 番から 4 番、お願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番については、10 アール未満の取得であります。それで、1 の番号については3筆でありますけれども、備考欄にありますとおり、枝番の9と11、下の2筆、これについては●●さんの持ち分が7分の1ありまして、上の●●については100パーセント、渡人の所有ですが、二つ目、三つ目については、持ち分7分の1を●●さんに渡したいというものであります。受人は●●さんの姉でありまして、じゃがいも、かぼちゃを作りたいというもので、許可妥当と判断いたしました。すみません、1 番については無償です。

それから、2 番のほうが有償による所有権移転でありまして、受人は土木業の社長をされている方でありまして、申請地、現在、遊休地となっております、ここを有償で譲り受けて、ヘーゼルナッツを作りたいということであります。許可妥当と判断いたしました。

それから、3 番、4 番、こちら、それぞれ渡人、●●、受人、●●、同じ当事者であります、3 番は有償による所有権移転、4 番は賃貸借ということで、両方合わせても10 アールに満たない、10 アール未満の取得であります、野菜等を栽培するということで、許可妥当と判断いたしました。以上であります。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、5 番から8 番、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。最初に7 番のご説明をいたします。7 番は農家創設であります。調査会にご出席いただきまして、本人から営農計画書等、実際にご説明いただきましたけれども、定年を機に農業に取り組みたいというものがあまして、相当の意欲を感じました。許可条件にも適合と判断をいたしました。

5 番は、1.67 m²という狭矮な部分ですが、これは境界の整理であります。それから、6 番は、これは現在、賃借による耕作中の農地を受人が所有権移転で買いまして、連担して効率化をするという案件であります。8 番は子どもに対する贈与ということでありまして、いずれも許可条件に適合しているというふうに判断をいたしました。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、9 番から12 番、お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。南部調査会では9 番から12 番ということで、いずれも有償による所有権移転の案件でございます。

9 番につきましては、農家創設に関わっております。この方は、神奈川県から移住をされてきた方でありまして、不動産業者の仲介によりまして、住宅及び本件の申請地を購入されたということでございます。1 反歩以上ですので、農家創設でお越しをいただき

まして、受人から計画書及び説明をいただきました。昨年8月に移住してこられたんですけれども、近隣の田畑を手伝いながら、指導を受けながら、農業について学ばれておられるという方でございます。今後も農業を行っていきたいということで、特に内容には問題がありませんでした。作付けするものはお米とりんごということでもあります。

続きまして、10番につきましては、信更地区の地域おこし協力隊として活動されている方です。受人は、今年5月に農家創設された方で、6月にも農地法第3条により、今回の申請地の近辺に農地を取得されております。不動産の仲介により、本件申請地隣接の住宅を購入され、現住所の信更町赤田から転居されるということです。作付け予定作物はヘーゼルナッツということになります。

続きまして、11番になります。受人は既に農業をされており、申請地の隣接地にお住まいです。渡人は夫の死亡により転居され、現在は篠ノ井の山布施から離れたということもありまして、耕作が困難になったということです。旧知であった受人に所有権移転するものであります。作付け予定作物は、トマト、きゅうり等の野菜ということでもあります。

続きまして、12番につきましては、耕作地10アール未満の受人による案件です。本件は、もともと受人の父が所有しておりました。受人本人も耕作していた土地ですが、遺贈により、●●の所有となったものです。今回の申請は、この土地を買い戻し、なす、トマト等の野菜を作付けする予定ということでもあります。

いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、続きまして東部地区調査会長、13から15番になります。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。13番ですが、この農地につきましては長年耕作が行われておらず、かなり大きな木が何本も生い茂っているという状態の農地です。その農地につきまして、今回、受人のほうで耕作ができるよう再生を行うというようなことで、行った後、長ねぎの栽培を行いたいというものです。渡人はもともと松代町内にお住まいだったんですけれども、現在、神奈川県のお住まいということで、耕作ができないと。そんな中で、受人のほうで所有して、再生を行うというものです。

当初、この受人、昨年、法人で農家創設を行っていきまして、当初、法人での取得を検討したんですけれども、農地所有適格法人ではなかったということで、個人での申請となります。相対での集積事業の利用も検討したんですが、面積要件で足りず、3条で

の申請となっています。所有権移転に当たっては、贈与、無償ということなんですけれども、再生にかかる経費は全て受人のほうで負担をするという中で、農地自体は無償で移転をするというものでございます。受人は、長ねぎの栽培を中心に規模拡大を現在は進めているという中で、今回、実現したものでございます。

14 番につきましては、この農地、もともと受人のほうで以前から耕作されていた土地を、今回、所有権移転を正式に手続きを行ったものです。渡人のほうは県外に居住されていて、今後も耕作は見込めないという中で、受人のほうに正式に所有権を移転したものでございます。

15 番につきましては、農家創設の案件です。受人は、9 年前に東京から松代のほうに移住されてきたと。奥さんは地域おこし協力隊として活動されているという方です。豊栄ということで、山間地の中での水稻栽培ということなんですけれども、ご本人はお体がちょっと不自由なところもあるんですけれども、ご自身、機械整備の技能をお持ちだということで、農業機械についても、全て操作ができるようにご自身で改良を加えた中で活用されているということです。水稻栽培ということで、お米の知識の豊富な方で、また地域にも、いろいろな行事にも参加されたりということで溶け込んでいらっしゃる。体にハンデをお持ちなんですけれども、非常に明るく前向きな方で、奥さんのほうも、生産された米を使ったこうじ作り、その販売というようなことで、一緒に協力されて進めておいでになるという方です。

ということで、いずれも問題ないと、許可相当と判断をしたものです。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

阿 部 委 員 すみません、1 番で中身なんですけど、譲渡人の関係で、●●と●●の関係で、●●さんの、他 7 人で、確か説明では 7 分の 1 が本人の持ち物ということで、それでやるということなんですけど、7 分の 1 だけをやるということなのか、その他の 6 人の方もみんな一緒にやるのかって、その辺のところは、面積上、よく分からないんですけど、その辺の説明。

議長 なるほど。事務局でいいですか。

笠 井 主 幹 ●●さんでございしますが、●●さんの持ち分だけを、受人、●●さんに渡すと、そのような状況です。

阿 部 委 員 そうすると、●●の 7 分の 1 っていうことだよな。

笠 井 主 幹 二つの筆の、そうですね。

阿 部 委 員 そうすると、これだと、だから●●の7分の1の面積を表示しないと。

笠 井 主 幹
兼 事 務 局 長 補 佐 そうですね、これまでの流れ、過去からの表示の仕方としまして、全面積を表示します。その代わり、備考欄の所に持ち分の記載をして表すというような形で、これまでやってきているところなんです。

阿 部 委 員 そしたら、7分の1の面積を示したほうが。そうすると、今度、総合的な受け分が、面積が●●と7分の1の合計が3筆で、●●じゃなくて、少なくなる。

笠 井 主 幹
兼 事 務 局 長 補 佐 そうです。

阿 部 委 員 そのように説明というか、やったほうが分かりやすい。じゃなかったら、備考のほうに面積をきちっとやったほうがいいと思う。

笠 井 主 幹
兼 事 務 局 長 補 佐 今後、また分かりやすくできるように検討したいと思います
議 長 が、よろしいでしょうか。

笠 井 主 幹
兼 事 務 局 長 補 佐 過去はそうだったの？

笠 井 主 幹
兼 事 務 局 長 補 佐 はい。

議 長 このような表示だったんだね。どうぞ。

松橋事務局長補佐 事務局の松橋です。ちょっと補足で説明しますと、持ち分については、全ての土地に同じように権利を持っているということになりますので、土地面積の総体が302㎡ということであるので、302㎡と表示をしております。それを、面積安分といいますか、持ち分案分で面積として分割するということではできませんので、筆を分かれて、それぞれ権利を設定して、分筆するようなことがあれば分かれるものなんですけれども、全体として権利を持っていますので、このような形で、全部の面積を表示しているという状況になっています。

議 長 渡人の権利を表示したと。

松橋事務局長補佐 そうですね。権利を持っている面積を表示していると。

議 長 阿部委員。

阿 部 委 員 だから、案分登記だから、持ち分での7分の1で、法務局の登記謄本取れば、7分の1の権利だよってなるんだけど。ただ、農業委員会の関係でいえば、面積が問題になってくるわけだから、できるだけ分かりやすく本人の権利の面積を、どこの表示っていうことは分筆登記してあれば分かるけど、そうすればいいんだけど、その全体の中の7分の1でどこを取ってもいいわけだけど、しかし面積を農業委員会の関係では必要なんだから、その辺は分かりやすくしたほうがいいんじゃないかと。

議 長 事務局、その辺は、趣旨はいいですよ。表示の方法で工夫する
という理解でいいですか。

松橋事務局長補佐 また、その点、ご意見踏まえて、整理して確認をさせていただ
きたいと思います。

議 長 分かりました。阿部委員、それでいいですか。他の委員、どう
ですか。北澤委員。

北 澤 委 員 今の第3条の説明の中で、地域おこし協力隊の方が2名、今回
の申請に関わっているということ。ちなみに、10番の方、年齢は
おいくつぐらいかお分かりになりますか。

議 長 南部地区調査会長。事務局か。どちら。●●さんという地域お
こし協力隊員さんの年齢。

北 澤 委 員 ついでに、15番の●●さんの。

議 長 15番の●●さんね。

北 澤 委 員 ちなみにですけど、地域おこしで長野市の中にいろいろ入っ
ていると思うんですけど、現状で地域おこし協力隊の方が、いくつ
ぐらいの人が長野市に入って、何年ぐらいやってるのか、資料が
あつたら、ちょっと参考までに、別にすぐじゃないでもいいですか
ら、お分かりになったら別表でも頂きたいかなと思うんです。

議 長 関連する？

近藤地区調査会長 15番の●●さんの件ですが、●●さんご本人の奥さんが地域お
こし協力隊員ということで、ご本人が40代前半でいらっしゃる
ようなので、多分、40前後と推察されます。

議 長 奥さんですよ、地域おこし協力隊は。旦那さんも奥さんも40前
後だろうと推測されると。

近藤地区調査会長 そうですね。旦那さんは●●。

議 長 ●●。いずれにしても、事務局のほうで地域おこし協力隊員さ
んの年齢等が分かれば、改めて、今日じゃなくてもいいんで、何
かの機会に。

北 澤 委 員 別表かなんかで。

笠井主幹 兼事務局長補佐 まず、協力隊員さんの構成等に関しては、今、資料はございま
せんので、また整理させていただいてから提出させていただき
たいと思います。

北 澤 委 員 理由は、長沼地区に1人入っているんですけども、会長ご存
知ですけども、50過ぎてるんですよ。それと、市の方はご存じ
だと思うんですけども、なかなか補助制度が適用されません、
全て。労力代、補助金、その他、県の、何も融通することができ
ないので、そこまで考えて、協力隊選ぶのは自治会の方なんで、
私らには何もできないんですけど、農業ということで入ってもら
うんですけど、補助金を利用することが全くできない。選定の理
由の一つとして、それを加味して選定すればよかったんですけれ

ども。今となっては遅いので、県の方にも、会長にも、何かすべはないかとお願いはしているんですけども、他の地区のまねをして、例えば雇用、給料を県のほうからもらう、国のほうからもらうということもできませんし。この人、たまたまお家を買ったという補助の関係も利用できることがありませんので。そういう人のために何か。現状では県も国も市も、補助はないと、一言、電話で問い合わせた時点でお断りされてしまうんです。そこから先に話は進まないで、他の人の地区の現状をちょっと知りたいかなという理由です。以上です。ありがとうございます。

議 長 事務局、どうぞ。
笠井主幹 その前のご質問の回答でございますが、本冊の4ページ、10番
兼事務局長補佐 の●●さんのご年齢ですが、●●歳でございます。
北澤委員 ありがとうございます。ぎりぎりでも引っ掛かってれば大丈夫
なんで。

議 長 ちょっと余談になりますけど、地域おこし協力隊で農業を初め
から希望する方、最近、増えてきているんですよ、全体的に。長野市も
増えてきています。それを各住自協中心に受け入れをする
んですけども、そのときにどういった形でサポートをしてるか
と、衣食住含めて。この辺についてはこれから、私、今回の、い
わゆる市長懇談会等々で、その辺、検討しようかなということで、
今、内部的には議論してるので、またそのときに参考までにご意
見いただければ、またありがたい。

北澤委員 お願いします。

議 長 他、いかがでしょうか。私のほうからいいですかね。ちょっと
細かいことですけども、案件番号が10番、●●さん。これ、ヘー
ゼルナッツを全部、1反8畝植えられるんですよ。植える畑
の周辺というのは、どういう状況になるのか教えてほしいです。
どなたか分かりませんか？信更町。南部調査会長。

小林地区調査会長 今までブルーベリーを作られていた方の土地。ジャムかなんか
生産していたという。

議 長 このほ場全体が？

小林地区調査会長 その方がお亡くなりになられた、いなくなって、●●さん
が・・・。

議 長 今、長野市では、ヘーゼルナッツは注目されている品種なんで、
どういった環境にこれだけの面積のものを植えられるのか、ちょ
っと興味があるので、聞きたかったなと。

それから、もう一つは、7番の●●さん、ここも4反8畝、結
構な規模なんですよ。そこで、お米とヘーゼルナッツ、トマト、
いろいろあるんですけど、ヘーゼルナッツの面積比率がどのくら
い予定されてるか、ちょっと聞きたい。

北村地区調査会長 長 これは、約 1 反歩ですね。

議 長 約 1 反歩。10 アール。

北村地区調査会長 長 そこが、ちょっと、今、荒れているんですよね。そこに推奨されているということを聞いて、やってみようかなということなんです。なんだけども、ヘーゼルナッツについてはいろいろ慎重に検討、相談にも乗るからということはお話をしております。いろいろ慎重にやりましょうと。これからです。

議 長 分かりました。私のほうは分かりました。他、事務局、何かありますか。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 長 先ほどのところ、信更のよろしいでしょうか。●●さんの周辺農地の状況でございますが、1 区画、ご自身で作っているブルーベリーの畑がありますが、その他全て荒廃化している農地です。

議 長 遊休農地？ 荒廃？ 荒れているんだよね。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 長 結構、荒れているほうです。周辺です。

議 長 例えば、隣接、山だとかいうような状況なのかなと。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 長 道路に囲まれているんですが、その周辺はほとんど作っていないような状況。ですから、他の作物に影響はほぼないのではないかなと考えられるところです。

議 長 分かりました。詳細は、またお願いします。他、農地法第 3 条について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。特によろしいですか。それでは、意見が出尽くしたようでございますので、採決に入ります。議案第 175 号につきまして、許可することに賛成の方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認できました。よって、議案第 175 号は原案のとおり決定をいたしました。

議 長 続きまして、議案第 176 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 長 議案第 176 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 7 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番までの 3 件でございます。

議 長 1 番は、貸駐車場を設置する転用案件です。2 番は、農業用倉庫の建築と庭を設置する転用案件です。3 番は、農業用倉庫の建築と作業場と駐車場を設置する転用案件です。こちらは、備考欄に農振除外日と記載のありますとおり、令和 5 年 10 月 24 日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断い

たしました。

なお、先月の総会で許可すべきものとして決定をいただき、県に進達をしておりました農地法第4条の5件は全て許可済みとなっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに中部地区調査会長から1番及び2番、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村です。1番でありますけども、申請地に隣接する福祉施設があるんですけど、これは地域に相当貢献している大きな施設ですが、そこの駐車場が不足しておるのでぜひ借りたいと、そういう依頼がありまして、申請者が貸駐車場として転用するという案件であります。事業計画も確認し、現場も見ましたけれども、駐車場でありますので、周辺の営農には支障がないということから、許可相当というふうに判断をいたしました。

それから、2番ですけれども、先ほど事務局のほうから訂正がありました、その内容であります。3筆ありまして、三つとも農業用倉庫なり、庭が既にある追認案件であります。違反状態を解消するというのでありますので、調査会としてはいいんじゃないか、許可相当ということで判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から3番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。申請人は以前から農業用の倉庫等を必要とされていたということで、ただ、住宅の周辺には適当な場所がなく断念していたということで、今回、道路に面した農地の一部を農業用倉庫、作業場、駐車場として整備をされるというもので、周辺への影響等もないということで、許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第176号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第176号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第177号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願い

いたします。

笠井主幹 議案第 177 号 農地法第 5 条の規定による許可につきまして、
兼事務局長補佐 ご説明申し上げます。本冊の 9 ページをご覧ください。番号 1 番から 13 ページの 12 番までの 12 件でございます。

9 ページをご覧ください。1 番は、駐車場と家庭菜園を設置する転用案件です。2 番は、資材置場を設置する一時転用案件で、備考欄にありますとおり、一時転用は許可日から令和 8 年 3 月 31 日まででございます。

10 ページをご覧ください。3 番も、資材置場を設置する一時転用案件で、備考欄にありますとおり、一時転用は許可日から令和 8 年 3 月 31 日まででございます。4 番は、住宅を建築する転用案件です。5 番は、駐車場を建築する転用案件です。6 番は、住宅を建築する転用案件です。7 番は、資材置場を設置する転用案件です。

12 ページをご覧ください。8 番は、コンビニエンスストアとガソリンスタンドの敷地を拡張する転用案件です。9 番は、農家住宅を建築する転用案件です。10 番は、歯科診療所を建築する転用案件です。11 番は、自動車整備工事を建築する転用案件です。備考欄をご覧ください。許可基準、許可・不許可の例外根拠法令をご覧ください。農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号のハと農地法施行規則第 35 条第 4 項のイで、転用のための権利移動の不許可の例外として、流通業務施設等があります。その中に自動車修理工場が該当しております。続きまして、12 番は、住宅を建築する転用案件となっております。

また、4 番、6 番、8 番、10 番、12 番の備考欄に、開発許可と記載があります。市街化調整区域において、宅地造成や建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用において、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、立地基準等、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に達しておりました農地法第 5 条の 8 件は全て許可済みとなっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明がございました。それでは、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願い

いたします。初めに、北部地区調査会長から 1 番から 3 番、お願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番につきましては有償による所有権移転でありまして、受人が大字大町の●●に居住しておりますが、その北側に隣接する農地でありまして、周囲はりんご畑の中にある宅地でありまして、周囲のりんご農家とも協議がなされておりました、与える影響は少ないと判断いたしまして、転用許可相当と判断をいたしました。駐車場、家庭菜園の設置であります。

それから、2 番は、一時転用について賃貸借権の設定をしたいというものでありまして、本件は、夏目-蚊里田送水管布設工事の一環の工事のために、資材置場として一時転用したいというものでありまして、令和 8 年 3 月 31 日まで利用をして、また原状に復して返還されるということでありまして、近隣に与える影響は少ないと判断いたしまして、許可相当と判断いたしました。

次のページ、3 番であります、本件も一時転用で賃貸借権の設定であります。これも許可日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間の転用でありまして、これは長沼地区に雨水調整池の工事が予定されておりました、その雨水調整池を設置する土地に隣接する農地 2 カ所を、資材置場用地として一時転用したいというものであります。これも原状回復をして返還されるということで、周辺に与える影響が少ないということで、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から 4 番についてお願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。4 番の事案は、使用貸借権の事案であります。借受人は親の所有する農地の一部を無償で借り受けて、自己用住宅敷地にするための転用許可申請であります。農地法の農地区分 3 種農地の許可条件及び備考欄に記載されているとおりの許可要件を満たしておりますので、また周辺農地に及ぼす影響も少ないため、承認することに問題ないと認められます。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から 5 番から 10 番、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区です。まず、5 番ですけれども、受人の、自分の所の駐車スペースが不足気味ということで、隣の方に話して、隣の農地を買い取り、駐車場として転用したいという案件であります。事業計画ももちろん、現場も確認いたしましたけれども、現場はバイパスと、それから受人の農地に挟まれているところでありまして、周辺の営農には支障はないということなので、これは許可相当というふうに判断いたしました。

それから、6番ですけれども、6番は、貸人と借人は親子関係になりまして、借人の息子なんですけれども、将来のことを考えて、親の隣に、父親の農地を転用して、住宅を建設したいという案件であります。この地域は周りがほとんど宅地ということで、周辺農地に影響は実質的にないというふうに判断し、許可相当と考えました。

それから、7番ですけれども、7番は資材置場を設置する案件なんですけれども、中古建設機械、それから中古農業機械などを取り扱っている受人なんですけれども、今は篠ノ井のほうに事務所があるんですが、事業拡大がありまして、今回、新しく資材置場として申請地を購入したいということであります。事業所と事業計画書と現地は確認いたしました。周りが既に雑種地で、実質的に農地への影響はないというふうなので、許可相当というふうに判断いたしました。

それから、8番ですけれども、8番は事業敷地の拡張であります。受人は、松代長野線の大きな道路の所に、横にコンビニとガソリンスタンドを併設店舗で営業しているんですけれども、主要幹線道路でありまして、非常に業績が好調ということであります。事業敷地が足りなくなってきたので、裏の田んぼを、今回、敷地を拡張すると、拡張案件ということで申請がありました。問題は、今の現在の敷地と申請地の間に水路があったんですね。これは、水路の管理については建設部のほうでもやっておりますけれども、われわれとしても誠実な管理、それから定期的な清掃を行うということは事業計画書にきちっと明記していただいております。周辺の農地には、結局、ここは洗車場を設置ということなので、隣は田んぼですけれども、実質的に影響はないということで許可相当というふうに判断をしております。

それから9番です。9番は、これは農家住宅の建設、建築であります。今、親とちょっと離れた所に通いでやっているんですけれども、本格的に農業をやるということでありまして、将来のことを考えて、親の土地に住宅を建てたいということであります。周辺農地の営農に支障はないので、許可相当というふうに判断をしました。

最後に10番でありますけれども、歯科診療所を建設する案件です。今、受人の方は埼玉県で勤務医として働いているんですけれども、地元である長野市で開業したいというふうに考えまして、母親が更北地区出身ということでありまして、この地域に申請をするということでありまして、歯科診療所として開設をしたいということであります。周りは、今、更地になっておりまして、実際には耕作されておられませんので、周辺の営農には支障はないと

判断いたしました。以上になります。

議 長 それでは、続きまして、南部地区調査会長から 11 番お願いします。

小林地区調査会長 南部地区です。11 番ですけれども、篠ノ井小松原において自動車整備工場を建築するという転用案件でございます。周辺には自動車工場等ございませんので、また周辺農家の農業機械等の整備にも対応できることから、本件の申請地並びに篠ノ井小松原にお住まいの親戚の方の紹介で、こちらに整備工場を計画されたものでございます。調査会といたしまして、周辺農地の営農条件に支障等生じる恐れがないということで、許可相当とするものであります。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から 12 番、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。この案件は、都市計画域内農地での住宅の建築ということで、貸人、借人の関係は親子であります。息子さんの住宅を建築するというもので、使用貸借権の設定です。周辺農地については、貸人の●●さんの農地がほとんどということの中で、特に周辺への影響は問題ないということでございます。ということから許可相当と判断をしたものであります。以上です。

議 長 ただ今、農地法第 5 条、12 件の調査会長からの説明、それから事務局からの説明がございました。この内容につきまして、皆さんのほうからご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。調査会含めて、きちんと調べていただいたかと思しますので、いいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、これより採決に入ります。議案第 177 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 177 号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 178 号 農地法第 3 条の規定による許可取り消しについてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 178 号 農地法第 3 条の規定による許可取り消しについて、ご説明申し上げます。本冊の 15 ページをご覧ください。番号 1 番と 19 ページの番号 2 番の 2 件でございます。この 2 件は、同じ営農型太陽光発電の関連案件でございます。15 ページをご覧ください。

最初に、1 番は賃借権の設定で、令和 5 年 2 月 28 日開催の、第 37 回総会の農地法第 3 条の規定による許可申請において許可

した案件でございます。取り消しの理由につきましては、一番右にあります理由の欄に記載がありますとおり、経済産業省による営農型太陽光発電設備の認定がされなかったため、今回の許可取り消しの申請に至っております。18 ページの最後のマスをご覧くださいと思います。賃借権の集計表でございます。計 38 筆の 21,353 m²のうち 21,221 m²でございます。

続きまして、19 ページをご覧ください。二つ目の 2 番でございますが、こちらは区分地上権の設定で、1 番と同じく令和 5 年 2 月 28 日開催の第 37 回総会で許可し、令和 5 年 3 月 28 日に県も許可した案件となっております。取り消しの理由は 1 番と同じで、経済産業省による営農型太陽光発電設備の認定がされなかったためであり、今回の許可取り消しの申請に至っております。22 ページをご覧くださいと思います。こちらは区分地上権の集計表でございます。計 31 筆、19,175 m²でございます。1 番、2 番、いずれも許可決定した内容と同じでございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長

ただ今、事務局から説明がありました。それでは、北部地区調査会長から 1 番と 2 番について、検討結果についての報告をお願いいたします。

善財地区調査会長

北部の善財です。議案第 178 号の 3 条の取り消し、1 番、2 番、それと関連がありますので、事務局からの説明はまだありませんけども、23 ページの次の議案、議案第 178 号、こちらは 5 条の取り消しになりますけれども、これも同じ理由で取り消しの申し出がされてるというものであります。本来ならば、3 条の取り消しと 5 条の取り消しは同じ許可案件に該当するかと思いますが、取りあえず議案第 178 号について説明いたします。

事務局説明のとおり、1 番については賃貸借権の設定ということでありまして、それから 2 番については区分地上権ということで、賃貸借権の設定については土地そのものについての貸し借り、それから②番の区分地上権はパネル部分に係る利用権の設定ということで、二つの内容が含まれておりますが、本件につきましては、以前から遊休荒廃化が進んでいた農地に対して、遊休荒廃地、地上を農作物の耕作に利用するという目的を持って、10 年の許可期間で許可がなされたものでありますけど、先ほど事務局の説明のとおり、事業が困難になったということで取り消し申請がなされたものであります。本件につきましては、もし仮に 5 条の太陽光発電が駄目であっても、土地は引き続き荒れないようにやってくれるんですねと、当初の許可申請時には確認がなされていた土地であります。結果的にできなくなった、地主さんにお返しするということになったものであります。本件につきまして

は、状況、やむを得ないものと判断いたしまして、取り消しの申し出についてはやむを得ないものかなということで、調査会では判断をいたしました。以上です。

議長 ただ今、北部地区調査会長から、議案第 178 号及び一部、179 号の状況報告をいただきました。まず、178 号の第 3 条による許可取り消しにつきまして、事務局の説明及び調査会長からの報告を含めて、委員の皆さんからご質問なり、ご意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

阿部委員 いいですか。

議長 阿部委員。

阿部委員 かなり大規模なあれだということで、それで農業委員会としては令和 5 年 2 月 28 日に許可ということで、県も了解取ったんだけど、経済産業省のほうでは認定がされなかったというのは、事業計画そのものが、きちっと順調にいかなかったってことなのか、どの時点でうまくいかなかった？計画は計画できちっとあったと思うんですね。だから、うちらとしても許可したんだと思うんだけど、その計画の裏付けがきちっと取れなかったのかどうか、それとも、その辺の経済産業省との関係ってというのはどういう感じなの？よく分からない。

議長 じゃあ、事務局で、まず、ご説明お願いします。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 この認定がされなかったというのは、本事業ではなくて、それを延長してやりたいという申請が認定されなかったと記載されておりました。

阿部委員 じゃあ、具体的には、要するに許可して一応やったんだけど、1 年ごとの検証とか、2 年ごとの検証とか、そういうの中では十分な計画がうまくいってないから、それで。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 一番最初のスタートを、計画よりも延長してやりたいとお願いをした、それが認められなかったので、売電価格に関わってくる、私の推測でございますけれども、売電価格にも関わってきますので、当初計画でいかなければ事業できないのかなと思われるところです。ですので、申請のほうには、認定がされなかったためということなんです。

阿部委員 じゃあ、変な話やけど、10 年の計画だったらいいけど、15 年もやりたいってなるとちょっと無理だよっていうことの意味が。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 スタートを遅らせてくださいというのが認められなかった。

議長 要は、事前準備がきちんと予定どおりのスケジュールでできなかった。そのために締め切りに間に合わなかった。

阿部委員 それは、最初の計画から大幅に変えない限りは、うまくいかないってことだよな。売電価格、結構、変わっちゃったから。

議 長 基本中の基本です。

阿 部 委 員 分かりました。

議 長 他、いかがでしょうか。近藤委員。

近藤地区調査会長 申請目的のところの、貸借権設定と区分地上権の設定の違いというのがよく分からないんですけど、区分地上権の設定というのは、発電設備が設置される部分を含むっていう意味？

笠 井 主 幹 善財地区調査会長から依頼された資料が、本冊別紙 1 というのがございます。こちらをご覧くださいれば、一番分かりやすいかと思えます。

兼 事 務 局 長 補 佐

善財地区調査会長 配布していましたか。

笠 井 主 幹 させていただきました。こちらの左上の四角の中、こちらが 3 条許可の貸借権の設定でございます。これは農地という形ですので、下の枠の中、黒線の中、農地全体を指します。これを賃貸借したという形です。上の四角の右の所でございますが、これが区分地上権設定という形になりまして、この枠の中のソーラーパネルの黒塗りの部分、そこの部分の地上権設定という形になります。

兼 事 務 局 長 補 佐

近藤地区調査会長 すみません、よく読んでませんでした。

笠 井 主 幹

兼 事 務 局 長 補 佐

議 長 よろしいですか。

阿 部 委 員 すいません、もう一つ。

議 長 阿部さん。

阿 部 委 員 太陽光パネルを撤去して、地主さんに、農家の方に返すわけだよね、普通。その辺の契約は、それで合同会社っていう形になっているから、その会社そのものが存続してないと補償にはならないと思うんだけど、その辺、撤去の関係ではどうなってる？

笠 井 主 幹

兼 事 務 局 長 補 佐 先ほども言いましたように、開始時期をずらして、遅らせてほしいという申請が通らなかったというお話させていただいたんですが、開始自体がまだ始まってないんですね。ですので、物が無い状態です。

議 長 事業が進んでない。

笠 井 主 幹 私ども事務局で調べた段階では、今の賃貸借の地権者さん、それと出資者の方もいらっしゃるんですが、その方々には全てご説明した上で、出資者の方に対してはお金のほうの返還、これも全て済んでいると。ですので、現地は柱が、電柱が 1 本、今、立っているだけという状況でございます。

兼 事 務 局 長 補 佐

阿 部 委 員 いいです。

議 長 いいですか。他、よろしいですか。それでは、ご意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 178 号を原案のと

おり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 178 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、関係しますけども、議案第 179 号、農地法第 5 条の規定による許可取り消しについてを議題といたします。事務局から、引き続き議案の説明をお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 179 号 農地法第 5 条の規定による許可取り消しについてご説明申し上げます。本冊の 23 ページをご覧ください。先ほどの 178 号と関連してる、今度は営農光のソーラーパネルの支柱部分の関係になります。こちら令和 5 年 2 月 28 日開催の第 37 回総会で許可し、令和 5 年 3 月 28 日に県も許可した案件となっております。取り消し理由につきましては、先ほどと同じでございます。

本冊の 26 ページご覧いただきたいと思います。こちら、集計表でございます。計 31 筆の 19,175 m²のうち 768.76 m²でございます。こちら許可決定したときと同じ内容でございます。説明、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局から説明ございました。番号 1 番について、北部地区調査会長、さらにコメントございますか。

善財地区調査会長 阿部委員からのご質問にありましたが、原状回復という意味合いのご質問がありましたけれども、本日、この資料が配布になっているものを知らずに、私だけの手持ち資料かなと、北部調査会の資料かなと思って、皆さんには配布になっていないと思って説明しなかったのですが、この資料をご覧いただきたいと思います。左側が北になる、中が南面傾斜の土地でありますけれども、この地図でいきますと、縦長にした場合、一番下のほう、一番西側に 1 区画、計画地がありまして、ここに先ほどの阿部委員のご質問の施設の一部であります、事業を始めようとするに当たって、ここに電柱を設置しておくというものであります。ただ、5 条許可の取り消しですので、あとは地主さんに影響のない範囲で原状回復して返していただくよう、事務局を通して、申請人に対してその旨伝えるように条件を付けたところでありますけれども、本件も先ほどの案件と同様、取り消し、やむを得ないものと判断いたしました。

なお、蛇足でありますけども、この計画地については、農業公社を通じて農地の貸し借りの希望の土地がありまして、それを抱えてる農家は非常に安堵しているというような状況であります。本計画地の農地の再生については、まだ地元でもお考えいただけるような状況になっていようかと思います。ということで、5 条

許可の取り消しについては、調査会でやむを得ないと判断いたしました。以上です。

議 長 今の報告ですと、既に中間管理権の設定等々で動きが出ているということでもいいわけですね。そういうことで、原状回復及び、さらにはその農地の利用をする動きが出ているということを確認した上で、改めて第 179 号のこの内容について、ご質問あればお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、ないと思いますので、採決に入ります。議案第 179 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。よって、議案第 179 号は原案のとおり決定いたします。

それでは、続きまして議案第 180 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 180 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明申し上げます。本冊 27 ページをご覧ください。

相続した農地が高い評価額により相続税を課税されると、農業を継続したくても、その税金を払うために売却せざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしている場合は、一定の要件の下、相続税の全部または一部の納税が猶予される制度でございます。この制度を利用して税務署へ申告するためには、農業委員会が発行する、適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件として、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることです。

番号 1 番と 2 番の 2 件でございますが、1 番の相続人は長野市大字稲葉●●、●●氏、特例適用農地等面積は 3,203.52 m²で、その他の内容は記載のとおりです。続きまして、番号 2 番の相続人は長野市大字稲葉●●、●●氏、特例適用農地等面積は 1,898.17 m²で、その他の内容は記載のとおりでございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がございました。それでは、西部地区調査会長から番号 1 番及び 2 番について、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。本件事案は、今、事務局が示したとおりの内容ですけども、被相続人、●●さんの土地を相続人が相続するに当たって納税猶予を希望するもので、地区の農業委員が面談をしたところ、1 番、●●さんは●●歳、2 番の●●さんが●●歳ということで、ご夫婦ではありますけども、今後、農業

を行っていく意欲もありますので、適格証明を出してもいいと思われま。地区調査会でも適格者と、妥当と認めましたので、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局提案及び調査会長からの報告について、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問はございませんので、採決に入ります。議案第 180 号に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。よって、議案第 180 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 181 号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 農業政策課の中野と申します。農振除外等案件につきまして説明させていただきます。お手元の資料、右上に別冊とあります、中 野 主 事 第 19 回農業委員会総会議案、農振除外等に係る意見聴取についての 1 ページのほうをご覧ください。今回の農業振興地域整備計画の変更は、松代町大室で申し出がありました軽微変更 1 件です。

それでは、2 ページのほうをご覧ください。事業計画者の金丸物産金井きのご園は、申出地において、既に農業用資材置場、駐車場、培地置場として農地以外に利用していることから、追認の案件となります。申出地は松代町大室 2447 他 14 筆、地目は畑、軽微変更面積は 10,731 m²のうち 9,223.5 m²です。農地法は、農用地区域内の農地における農業用施設のため転用見込みであり、開発許可は 60 条証明により許可不要で、見込みありとなっております。除外の 6 要件ですが、②番につきましては地域計画策定中のため、要件から除いております。①番、③番、④番、⑤番は条件を満たしていることを確認しております。⑥番については、軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業完了から 8 年未経過の条件を満たす必要がないため、条件から除いております。

続いて、内容ですが、事業計画者は市内でキノコの生産、販売をしており、申出地において、農業用資材置場、駐車場、培地置場として既に利用しています。農用地区域内の用途区分変更が必要という認識がなかったため、今回改めて申し出するものです。次の 3 ページ、4 ページに配置図、5 ページに航空写真の重ね図、6 ページ、7 ページに現況写真、最後、8 ページに位置図を添付

しておりますので、参考にご覧ください。説明は以上となります。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、農業政策から説明がございました。

それでは、東部地区調査会長から検討結果について、意見等を踏まえてご報告をお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。大規模な軽微変更案件ということで、●●さんは、農地所有適格法人で、自己所有地もあれば、借受地も存在するという状況です。住所が千曲市ということで、本社のほうが千曲市で、主力の工場も、当初、稲荷山のほうにございました。こちらの寺尾のほうには、約 10 年前に最初の工場を設けたということです。当初、主力であった稲荷山の工場のほうではエノキダケの生産を中心に行っていたという中で、工場の立地環境が非常に良くない、またエノキダケのほうもだいぶ、近年、不振になってきているという中で、徐々に寺尾のほうの工場に生産機能に移してきたというような経過があるようです。寺尾のほうでは、主にシメジの栽培を行っているというものです。

そういった中で、当初、農振除外、転用等、手続きがないまま、徐々に事業用の資材等の置場、また駐車場等が拡大していったという状況です。大規模な案件というようなことで、先日、関係地区の委員も全員で現場のほうの調査を行いました。その中で、今後、転用の申請も行われるということになるわけなんですけども、それに当たっては事業を行う中での排水処理の問題とか、あと今回の申請地と既存の敷地との間に赤線が存在すると。その赤線の払い下げ等を行うことも必要であるというようなことで、そういったことを確認されました。転用の申請までには、そのへんのところは整理をした中で、排水等の処理計画等も確実に行った中で、転用の申請のほうを進めているということを確認いたしました。

●●さんも数十人の社員、他にまたパートもかなりの人数を雇用していると。また、将来的にも地元での雇用も増やしていくというようなことで、事業の維持、拡大を進めていきたいということで計画をされているというものです。という中で、地域にとっても一大産業ということで、調査会においては許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。議案第 181 号につきまして、東部調査会のほうから許可相当という報告をいただきました。これらを含めて、皆さんがたのご質問、ご意見をお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

近藤地区調査会長 すみません、一つ説明。

議 長 どうぞ。
 近藤地区調査会長 落としていましたが、関係委員全員で現場調査をした際にも、これだけ大きく変更、拡大がされている中で、もう少し早い段階で正式な手続き、申請を求めるべきではなかったかというご意見もいただきました。以上です。

議 長 皆さんのほうからいかがでしょうか。阿部さん。
 阿 部 委 員 調査会長言われたとおりだと思うんだけど、10,000 m²の取得のときに計画があったと思うんだよね。そのときに、取得のときから、いろいろ含めて計画を出すべきだと思うんだよね。だから、調査会とか農業委員会よりも申請者だよね、そのところがきちっとされるように、また指導してもらえるようにしてもらって。

議 長 農業政策課から、何かこの辺でございますか。
 農 業 政 策 課 そうです、おっしゃるとおりだと、申請のときにこういった事業計画があるのであれば、手続きするのが筋だと思うのですが、土地を取得する際には、別の計画といいますか、耕作地として使うというような形で支度していったような形がございますので、本当に、本来であれば、こういった事業目的で使うのであれば、その用途でしっかり申請していただいて、手続きをしていただくというのが、あるべき姿かなというふうには考えております。

阿 部 委 員 でも、千曲市でキノコ生産を大きくやっているということであれば、関連事業しかやりっこないと思うんだよね。それこそ別会社つくって、ハウスでやるとか農業生産をやるとかっていうのであれば別だけど、ノウハウが、キノコ工場をずっとやっているんだから、だったら最初からそうすればいい。地元でまた悩むことないと思うよ。

議 長 たまたま私もこれには関わっているんですけども、これ、中間管理権の、いわゆる経基法を使って拡大しているんですよ。経基法というのは、当然、農地を利用するという前提での、われわれ審議もしているし、採択もしている。ところが、現場行ったら、農地として活用しなくて、そういった面で非常に農業委員会としても、やっぱりその辺はちゃんとフォローしなきゃいかんなどというようにことで、自戒を言っています。経営者、それぞれ個性だとか特徴だとかあるんだけど、やれることはちゃんとやって、情報も、できるだけ前もっての申請をお願いしたい。その辺は、窓口である農業政策課としても慎重に、やっぱりやっていただきたいというのが、私の考えです。よろしくお願いします。他、いかがですか。善財さん。

善財地区調査会長 事務局に質問なんですけども、今回の軽微変更については、議案の8ページのカラー写真を見ますと、オレンジ色の3カ所とお見受けするんですが、このオレンジ色3カ所の構図に当たる部分

が2カ所分しかないような気がします。具体的に言うと、申し出地③の構図に相当するものが付いていないなという思いがあります。8ページの地図でいいますと、申し出地3カ所に囲まれた所は、これは現在どういう利用状況といいますか、地目といいますか、転用とどうか、これが状況どうなっているのか、その2点お知らせいただきたいんですけど。

議長
農業政策課
中野主事

では、事務局お願いします。

すみません、まず1点目の配置図の関係になるんですが、ちょっと誤解があるかもしれないんですが、今回、付けさせていただいたのが、配置図というような意味合いで付けさせていただいておりまして、①番、②番については、この事業計画地内でどのように物を置くかというような意図で付けさせていただいております。③番につきましては、すいません、ちょっと説明がないんですが、全て培地置き場というような形になりますので、ここにラックを置くだらう、駐車場置くだらうというような区画割りがなかったもので、今回、結果、ないものとなっております。こちら、申請者の書類をそのまま使っておりますので、こういう形になってしまったんですが、ちょっと誤解があったようであれば申し訳ございません。

あと2点目の、申出地の真ん中に囲まれている土地、こちらが既存の工場というような形になっております。ここがキノコの製造工場、本体の建屋なるものが建っている場所になっております。

善財地区調査会長

農地法の転用許可を受けてある土地なのか、農地なのか、教えてください。

農業政策課
中野主事

こちら、基盤法で取得している土地になっておりまして、農地法という意味合いですと許可は得てないんですが、基盤法での農地転用がされている土地という形。すみません、今、制度がないんですが、昔は基盤法のほうで転用ができた時期があったということで、平成19年ですかね、になるんですが、その時期に農地転用等はなされているという形になっております。

善財地区調査会長
農業政策課
中野主事

そうすると、この真ん中の部分は非農地ということですか。

そうですね、すいません、すぐに地目は出てこないんですが、農振法の関係でいいますと軽微変更の土地になっておりますので、農振地域ではございます。農振地域の中の農業用施設というような位置付けになっております。現況地目がどうかは定かではないんですが。

善財地区調査会長

いいです。それによって、この真ん中の土地がどういう法的な扱いの土地なのか、それによって、今回のオレンジの3カ所、手続きがなされるべきものだというふうに私は思うんです。そのた

めに言っていただけで、結構です。

農業政策課
中野主事
議 長

今のお話で言いますと、こちらの真ん中の土地については経基法によって農地転用がなされておりまして、軽微変更の手続きはなされている状態になります。この周りの土地につきましては、今回これで軽微変更の手続きをさせていただいて、この後、農地法による農地転用の手続きがなされる状況となっております。

全て経基法で処理した。工場は、いわゆる転用と。今の赤い所はただ単に取得した、農地を目的として取得した、赤い所が。というのが現状なんですね。ところが、現地確認したら、ラックは置いてあるわ、全然、農業用の、いわゆる栽培活動をしてないということで、これはいかんじゃないかという話を今回。ゆくゆくは、これは、だから第5条の、いわゆる農地転用という形で出すというような、経営者のほうはそういうシナリオで。

農業政策課
中野主事

そうですね、4条で出てくるかもしれない。

阿部委員

だから、全部、農地は農地なんだよね。

議 長

一応、農地。経基法だからね。

阿部委員

だから、それがなくなれば、また別の、どういう農業やつてもらうかとかね。

農業政策課
中野主事

そうですね。

議 長

じゃ、善財委員、いいですか。

善財地区調査会長

はい、ありがとうございます。

議 長

他の委員、よろしいですか。それでは、これより採決に入ります。議案第181号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第181号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第182号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐

議案第182号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊29ページをご覧ください。番号1番から41ページの328番まででございます。

非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定されました農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも、非農地として反映をさせます。また、農地所有者は、送付

された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。

本冊の 41 ページをご覧くださいませようお願いいたします。面積の集計を載せてございます。今月、ご決定いただくものは、山林が 55 筆、面積が 20,791.61 m²、原野が 273 筆、面積が 107,254.34 m²、合計で 328 筆、128,045.95 m²でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。当案件につきまして発言のある方の挙手を求めます。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは、ないようでございますので、採決に入ります。議案第 182 号 非農地決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 182 号は原案のとおり決定をいたしました。

ただ今、3 時 5 分になりました。1 時間半たちましたので、休憩に入ります。いいですかね。3 時 15 分まで暫時休憩いたします。

【休憩】

議 長 それでは、定刻となりました。議事を再開いたします。続きまして、報告第 57 号 農地法第 4 条の規定による届出について、報告第 58 号 農地法第 5 条の規定による届出について、報告第 59 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について。事務局より説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹 報告第 57 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報告
兼 事務局 長 補 佐 申し上げます。本冊の 43 ページをご覧ください。番号 25 番から 45 ページの 33 番までの 9 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出られることになっております。4 条の転用届けとなり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届けです。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 58 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊の 47 ページをご覧ください。番号 44 番から 50 ページの 55 番までの 12 件です。同じく市街化

区域内の届出ですが、5条の転用届出で、農地の権利移動に伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなり、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第59号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。本冊51ページをご覧ください。番号1番から3番までの3件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2アール未満で要件に当てはまる場合は4条許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出いただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

以上、報告案件の3件についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第57号、第58号、第59号について説明がございました。発言のある方の挙手を求めます。

ちよつといいですか。私、勉強不足で恐縮なんですけど、教えてください。これ、面積は、4条にしても5条にしても、特に4条なのか分かんないけど、自分の農地を自分で転用するんでしょ、4条はね。上限面積ってないんですか。例えば、10,000㎡でも、極端に言ったら、市街化区域であれば無条件で入るんですか。

松橋事務局長補佐 市街化区域については許可が不要な案件になりますので、面積等の上限は定められていない。

議 長 ないんですか。

松橋事務局長補佐 はい。

議 長 改めて勉強させてもらいました。そうなんですか。

阿 部 委 員 あとは、固定資産税関係はどうなる？農地のまま？それとも、宅地並み課税？

議 長 宅地並み課税。

松橋事務局長補佐 転用で、今現在、農地で、それを農地以外のものにするということで届け出がされますので、転用行為が行われて、農地以外のものになって、翌年の1月1日現在の状況によって、市でいいますと資産税課のほうで現況を見て、それに相当する地目ということで課税するという手続きになります。

阿 部 委 員 だから、実際に駐車場になれば、宅地並み課税、きちっとされるということだよな。

松橋事務局長補佐 そうですね。

議 長 ただ、いくら市街化区域でも、5,000㎡も10,000㎡も、自分の土地だけでも勝手に転用できるって、非常に、ある面では、農地の活用という面ではいかがなもんかなと思うけどな。

浅川参事 宅地並みっていうか、宅地は減税されますのでね、固定資産税。
兼事務局 長 ですから、駐車場ですと雑種地になりますので、一番高い所が適
用されます。ご自身のお住まいは、宅地は免税されますので、だ
から駐車場は雑種地です。最高税率、一番高い所になりますので、
ご注意ください。

阿部委員 やってもらえば。高い税金かけてもらったら。
北村地区調査会長 固定資産税のこともあるので、会長おっしゃったのは、減税と
いうのは、農地、それはないわけです。市街化区域は市街化を促
進する地域ってということなので、ないということ。

議長 いい勉強になりました。よろしいですか、他。それでは、特に
ご意見がなければ、報告事項ということでご了承いただきたいと
いうふうに思いますので、この件については以上といたします。

次に、その他、農業委員会業務に関わる事項について審議を行
います。議案第 183 号 長野市農政懇談会についてを議題といた
します。事務局から提案お願いいたします。

西村事務局長補佐 私から説明させていただきます。お手元の資料 1 をご覧ください。
農政懇談会の開催について説明させていただきます。1 の開
催の日時は 10 月 22 日火曜日の午後 3 時から午後 5 時までの予定
で、懇談会終了後の 5 時 15 分から懇親会を予定しておりますの
で、ご承知おきください。場所はホテル国際 21 です。3 の参集
者につきましては市長以下 80 名を予定しております。農業委
員、推進委員のご出席をお願いいたします。4 の内容につきまし
ては、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定に基づく意見書
を市長に提出し、本市の農業施策について懇談を行います。5 の
懇談会の次第の (5) をご覧ください。意見書の趣旨説明及び担い
手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止解消、新規
参入の促進の項目別に意見交換を行います。

それでは、資料の裏面をご覧ください。農政懇談会までのスケ
ジュールについて、役員会、地区調査会等におきまして、ご審議、
ご決定いただきたい事項につきまして記載いたしました。本日の
総会におきまして、農政懇談会の実施についてご決定いただいた
後、9 月の役員会、地区調査会におきまして、意見書の具体的な
内容、農政懇談会での役割分担、タイムスケジュール等について
具体的にご審議をいただきたいと存じます。私からの説明は以上
です。

議長 ただ今、事務局から長野市農政懇談会についての提案ございま
した。まだ細かいところ詰めておりませんが、趣旨及びタ
イムテーブル等々含めまして、皆さんからご意見があればお伺い
したいと思いますけど、いかがでしょうか。よろしいですかね。
期日が、今日確認いただければ、10 月 22 日ということで、これ

から動いていきます。内容につきましては、それから役員会、それから、当然、調査会、次の総会という形で続いていきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思いますけれども、基本的にこの内容でいいよということでの確認いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 183 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 183 号 長野市農政懇談会につきましては原案のとおり決定いたしました。引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、議案第 184 号 第 9 回長野県農業委員会大会における要請事項についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

西村事務局長補佐

引き続き、私から説明をさせていただきます。お手元の資料 2-1 をご覧ください。一般社団法人長野県農業会議から、11 月 21 日木曜日に長野市において第 9 回長野県農業委員会大会を開催し、その場で国、県に対する要請決議を行うという通知がございました。国、県に対する要請事項がございましたら報告してほしいということで依頼が来ております。

資料の裏面をご覧ください。農業委員会からは、(4) の地域計画の策定と実現に向けた支援についてと、(5) 担い手の確保対策についての 2 項目について、要請したいと考えております。(4) の地域計画の策定と実現に向けた支援の内容につきまして、ここで読み上げさせていただきます。来年の春に向け、県内各農業委員会は、地域計画の策定作業が大詰めを迎えている。地域での協議の場や集落での話し合いなどの現場の声が反映され、それぞれ地域に合った具体的な施策が盛り込んだ目標地図案ができつつある。今後、各市町村で集約、公示、政策として位置付けられる。既に、国は地域計画に関連した法律案等を整備しつつあり、現場での運用に入る。具体的には、農振地域、農用地区域からの除外作業における要件や、営農型発電設備の設置における要件など、市町村、農業委員会での実務も増えてくる。こうした施策の変更が各市町村でスムーズに入れられ、実施できる体制づくりがされているかが懸念材料の一つである。策定支援の継続と策定後の支援強化を、改めて国、県に要請したいというものです。

次に、(5) 担い手の確保対策として、農地基盤整備事業の推進について要請したいと思います。その内容について読み上げます。面積規模拡大による農業の効率化推進を提唱して相当の期間

が過ぎたが、現場では思うような進捗が確認できない。とりわけ果樹産業や中山間地の農業、農地環境は停滞したままだ。その背景には、国の農地基盤整備事業のハードルが高過ぎる。もっと地域や組織が受け入れやすい条件設定に見直しを求めたい。具体的には、指定区域の面積規模の下限を下げる。特に中山間地域では1ヘクタール以上であれば可とすべきだ。とりわけ中山間地域での農地維持活動には必須な事業であり、県においては目標を設定して、全県的に推進してほしい。また、全ての事業を、地権者負担金がない財政支援を望む。また、約30から40年前に実施した基盤整備事業は、のり面の勾配がきつ過ぎて、今後導入を目標としているリモコン式自走草刈り機の導入ができない。また、1筆当たりの面積が10アール未満の農地は作業効率が悪く、収益の大きな障害となっている。これらの見直し計画を喫緊の課題である。今回の地域計画の策定協議においても多くの地域で大きな関心を持っており、国、県それぞれのポジションで、条件の見直しを前提とした施策と財政確保を強力に求めたいというものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、総会資料の2-2 参考という資料をご覧ください。長野県農業会議から、第9回県農業委員会大会及び県農業会議創立70周年記念式典等の開催に係る案内がございました。期日は11月21日木曜日で、場所は長野市のホクト文化ホールの大ホールで行われます。当日の日程につきましては、受付が11時30分から12時30分までの間、農業委員会大会が12時30分から14時50分まで、県農業会議創立70周年式典が15時から16時までの予定で執り行われます。参集の範囲につきましては、農業委員様、それから農地利用最適化推進委員様となっておりますので、皆さまの出席につきましてご配慮いただきますようお願いいたします。私からの説明、以上になります。よろしくご審議のほど、お願いします。

議

長 　ただ今、長野県農業委員会大会要請事項につきまして、事務局から説明がありました。私のほうで、若干補足いたします。

この要請事項につきましては、長野県77市町村の農業委員会に同じく要請をしております。この内容を集約し、改めて長野県農業会議として機関決定した上で、それぞれ阿部知事さん等々に直接請願するという内容、及び大会での要請事項でございますので、大会で関係する皆さんのほうに要請をするという内容です。事務局と相談をした結果、取りあえず会長代理のほうでたたき台をつくってくれたということでしたので、曾根代理と私で相談しながら、こういった内容に設定をさせていただきました。

一つは、地域計画の策定で、これをどういう形で運用していく

かという大きな課題がございます。これについては、これから来年の春までに関連法案がどんどん、これから規則も含めて決まってまいります。地域計画に関する紐付けの補助金等もこれからどんどん制度として出てきますので、それらの周知徹底だとか、それからさらにこういった形で運営していくかということもさることながら、それに対するわれわれ農業委員会の負担がどうなるのか、農業委員、最適化推進委員の負担がどう変わるのかということも、非常に懸念をしている状況です。例えば、地域計画を変えるには、今回、作った地域計画のメンバー皆さんの地域としての了解を得なければならないというようなことになると、相当のエネルギーが要るわけですね、農業委員会としても。そういうことに対して、どんな形が現実問題できるのかどうかというようなことも、上のほうではそういうふうに一言で言えるんだけど、われわれ現場としては、やっぱり時間を使って、足を使って、相当のエネルギーが必要になってくるんですよ。そんなことも含めて、現場を前提とした配慮をお願いしたいというようなことで地域計画を入れました。

もう一点は担い手確保で、私自身は非常に感じているのは、やっぱり農地整備による作業効率を上げる、生産性を上げるというための基盤整備事業をもっと、やっぱり展開してもらわなきゃ困るなど。どうしても、これはお金がかかるんですよ、やっぱり制度としては。補助金とは違って。そんなことで、国の財政が、やっぱりきちんとしないと、なかなか農地基盤整備できないということ。それから、制度がハードルが高くなればなるほど、どこでもできなくなっちゃうということで、ハードルを、やっぱりできるだけ下げてもらって、地域さえまとまってやる気があるところだったら、少し頑張ればこういった事業が導入できるというようなことも、やっぱり県や国は考えてほしいなということで、この2点について、あえて長野市農業委員会としての提言を今回させていただいたというふうに、ご理解いただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

そんなことで、この大会の要請事項、長野市案を皆さんがたにご賛同いただければ、これを県の農業会議のほうに上げていきたいというふうに思っております。そんなことで、この議案につきまして、特にご意見がなければ、確認をしていきたいんですけど、何かご意見ございますか。いいですかね。

では、議案第 184 号 長野県農業委員会大会における要請事項につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。よっ

て、議案第 184 号 第 9 回長野県農業委員会大会における要請事項については、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、予定いたしました議事が終了いたしました。これで私の任を解かせていただきます。ご協力いただきまして、ありがとうございました。

曾根会長代理 ご苦労さまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に、8のその他に移ります。本日の議事全体を通して、皆さまからご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

阿部委員 地区調査会のときに話が出たんですが、北村会長のほうから、真島を中心とした、8月22日の豪雨のところで、信毎には1,956万円の被害だという話で、松代、真島のほう。それから、会長のほうからは、三才、豊野、穂保のほうにも被害があったということなんですが。農業委員会として何かできることがあれば、農協のほうで共済とか、そういうの、また調査やと思うんだけど、農業委員会として何かやれるようなことがあれば、やっていかなきゃいけないんじゃないかなというのが一つと。

それから、もう一つは、調査会のときに長野市産業立地ビジョンという説明がされたんだけど、それでも8カ所の場所が候補にされちゃっていると。だから、農地に関わる問題なもので、発表する前に農業委員会にも相談して、どういうところで、農地の利用もあるし、農地つぶす問題にもなるし、そういうことを長野市のほうにやる、事前に農業委員会にも相談すべきじゃないかということを書いてもらいたい。中部調査会では説明した担当者に書いてありますけど、この二つを、話があれば、できればと思います。

笠井主幹
兼事務局補佐 では、まず、今のご質問の1点目、8月22日の豪雨災害について、2,000万円の被害がございました。まだ、農協からの一報ということもありますので、今後の様子を見ながら、役員の皆さまと対応をどうする、するかしないかも含めて検討させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

曾根会長代理 よろしいですか。じゃ、2点目。

浅川参事
兼事務局長 2点目のほう、産業立地ビジョンということで、冒頭、私、触れましたけれども、これまで数十年間、市のほうの取り組みがちょっと遅れておりまして、長野市内には工場、その他、物流系含めて、今、駒がない、適地がないという状況が長く、しばらく続いているまして、都市間競争の中で非常に後れを取ってしまったと、こういう反省を踏まえて、今回、松山副市長を経済産業省から招いて、市長肝入りで、直轄でスピード感を持って取り組もうということで、その一つが産業立地ビジョンかと思うんです。

つきましては、担当産業立地課のほうでは、8つの地図が出る

ということは非常にインパクトありますので、私も、取り扱いは非常にどうするんだろうと心配しておったんですが、まずは一度、素々案の段階で、農業委員会の役員会で、情報提供をいただいております。ただし、資料は回収しました。それほど、デリケートに、彼らも考えている。この8カ所については、恣意的なものを一切、排除し、あくまでも科学的というか、専門家の見地でインターチェンジからのアクセス等を踏まえて、箇所数にこだわらず適地を機械的に出していったと。その中で若干の調整をした結果、市北部と南部でバランスを取りたかった、だから、取りあえずこの辺が可能性があるねと。優良農地とかつて概念を除いて。今後、実際に絞っていく作業が始まるということですから、ここが入っていると入っていないということは、これ、大変大きなインパクトを与えますけれども、そんなような視点でまずは受け止めていただければと。そういうわけで、農業委員会も一度、だいぶ前に、私が来る前だったらしいんですが、相談はいただいているということもありましたので、今回は今のタイミングで、調査会において改めてご説明していただくということがいいだろうというふうにさせていただきました。以上です。

阿 部 委 員 農業委員会は3年に一遍ずつで、主な役員は一部継続してはいるけど、基本的には3年で交代というのが現状で。それで、そのときにも言ったんだけど、若穂の工業団地開発したときに1区画か何区画売れなくて、それで●●をあそこに持ってきたんだよね。普通だと、工業団地の中に●●やるかというのはあまり。それでも福利厚生で使えばいいというの、今は盛んになったんだけど。

それから、もう一つは、建設会社の企業があそこに1区画入ったんだけど、途中で頓挫したんだよね。そのときに、売却するっていうのはなかなか大変だったことで、定期借地権でやったらどうだっていう、そういうことも提案してやったんだよね。しかし、中には、後を引き受けてくれた企業がいたから何とか持ったけど。だから、確かに全国的な調査で、企業が、誘致というか、長野市でやりたいっていうアンケートで出てはいるけど、企業も将来性が、だからそのときも言ったけど、●●も、基盤の関係でいけば、大手にみんな売っちゃったんだよね。工場そのものはあるけど。だから、誘致はするけど、それが継続できるかどうかという問題も慎重にやっていかなきゃいけないもので。われわれとすれば、農業委員としては、優良農地を、また荒廃農地をなくして、それでやっていこうっていう、みんなで協力しているわけだけど、それをぱっとやられると、じゃあ売っちゃったほうがいいなっていう、そういう競争みたいになられてもまた困るわけだよ

ね、農業委員会としてはね。だから、その辺の調整の中でいけば、できるだけ農地に関連する問題については、もっと慎重に事前に相談、持ちかけてもらいたいということが大事だと思うんですけど、ぜひその辺も。

議

長 ちょっと補足します。以前、エムウェーブの、いわゆる南側、あの案件が出たときに、正直言って、僕らは寝耳に水だったんですよ。あれだけの広大な土地を。なかなか、彼らも、担当部門も情報を提供してくれないんですよ。誰が入るのかも教えてくんなかった。農業委員会に対して、なぜそんなに隠さなきゃいけないんだと。農業委員会は特別の職員で、秘密保持というのが大原則になっているんだということで、少なくとも農地関連については前広に説明をしてほしいという申し入れをしまして、それで、今回、まず役員について言ったら、役員に一回、説明すぐやりますということで動き始めた。で、役員だけじゃ駄目だから、調査会にももう少し具体的に説明してくれんかってことで、今回の運びになったんですよ。なもんで、これから僕らも機会あるごとに情報を出せということをしたと思うんで、もしそれぞれご意見があれば、ご提案いただければありがたいなというふうに思っています。結構、やっぱり遅れちゃったために、いわゆるトラブルだとか、余計なエネルギーを使わなきゃならんときもあるんで、特に農地の関係については。

阿 部 委 員 でも、今回のやつは、説明では、18日にはインターネットっていうか、市のホームページにみんな明らかになっているってことでしょ。だから、せめて、知らないよって、その場で、ここになりましたよって、自分たちの地域の所もあるわけだからさ。

浅 川 参 事 分かりました。いずれにしても難しい話で、タイミングという
兼 事 務 局 長 のは非常に難しい話です。会長の言うとおりの守秘義務が課せられてますから、ことさら農業委員への情報提供を心配するようなことはないように、改めてまた市長側のほうにお伝えします。

また、地図という部分が、非常に影響力があって、各農業委員のほうにも様々な問い合わせとかあろうかと思えますけれども、「これはあくまでも適地、可能性があるものをまずピックアップ、機械的にピックアップしたということ、今後どういうふうに絞っていくか、我々分かりませんが」、そんなふうに現時点でお答えいただければなと思っています。

いずれにしても、そういうものがぎりぎり外れた人たちの気持ちというのは。エムウェーブもそうなんですけども、篠ノ井の東福寺のサッカー場も拡張しますけども、なかなかそういうところがまた難しいところでして。

曾 根 会 長 代 理 よろしいですか。それでは、最後に事務局から日程の説明をお

願います。

善財地区調査会長 ちょっとすみません。8月23日付の全国農業新聞に掲載された記事ですけども、農地所有者の国籍把握の徹底をとっている見出しなんですけど、ここの新聞の論調では、外国人による農地の所有権取得者は、今後の食料安全保障に多大な影響を及ぼす可能性がある。外国資本による国内の土地買収は、経済安全保障上の懸念にもつながる恐れがあるという論評がありますけれども、国籍確認が義務化されて1年が過ぎようとしているということなんですけど、本件に関する市の農業委員会としてのスタンスといいますか、コメントいただければと思いますけれども。

松橋事務局長補佐 農地法3条とか許可のときに、国籍を記載するように、申請書のほうが今なっております、国籍を記入していただいております。ただ、それを農業委員会として逐次集計しているわけではありませんので、特にデータとかはないわけなんですけれども。そうですね、また、特に政策的に何かというわけではないんですけれども、いわゆる個人で、外国籍の方が取得するケースというのは時折あるわけなんですけれども、大きな資本という形で、長野市のほうでは、動きというのは今のところ見られてない状況かなと思っております。以上です。

善財地区調査会長 先日、税務当局の競売に関する資格確認の関係で、中国人の方の取得という案件が、取得といいますか、資格確認の案件があったように記憶しているんですが、これは議案説明の中で、国籍は日本人ではないという説明を、正式にするのかしないのかということはいかがでしょうか。するんですか、しないんですかということです。

松橋事務局長補佐 今までも、議案説明の中では国籍については明らかにされてなかったということなんですけれども、基本的には、国籍というのは許可要件に問われるものではありませんので、表示はしないというふうに考えております。

善財地区調査会長 ありがとうございます。

曽根会長代理 よろしいですか。

善財地区調査会長 はい。

曽根会長代理 他によろしいですか。では、最後に日程について、事務局、お願いします。

西村事務局長補佐 お手元の総会資料の次第をご覧ください。次回の第20回総会は、9月30日月曜日の午後1時30分から会議室203で行いますので、よろしくお願いします。

次第の裏面をご覧ください。2月の地区調査会及び農家相談会の日程を記載してございますので、よろしくお願いします。3の今後の会議の日程ですが、新たに追加した項目を説明いたしま

す。6の管外視察から11の第21回総会までの10月の予定を追加してございますので、ご予約のほう、よろしくお願いいたします。

続きまして、連絡事項の2点目申し上げます。皆さんのお手元のほうに、カラー刷のチャンネルINC番組放送のお知らせというものをお配りしてございます。「小田切の野菜はおいしいんです」と題しまして、地区の人口は減り、高齢化率が58パーセントと厳しさを増す中山間地域の農業を活性化しようと健闘する、元農業委員の●●さんの、農業と向き合う2年間の記録が放送されます。放送の日時は9月28日、29日の午後9時から、再放送が9月30日から10月4日までの午後1時から放送されますので、お知らせいたします。私からの連絡事項、以上になります。

笠井主幹
兼事務局長補佐

それでは、私から1点、農業政策課から情報提供がございました。今年、アメリカシロヒトリが大発生しているそうです。ですので、また農業委員の皆さまに、農地の所にアメシロ、かなりくつついているけどどうするんだという苦情等いくかと思えますけれども、特段、委員だからやるべきことはないということ、そこまで確認を取っております。ただ、皆さまには苦情がいく可能性がありますので、ご承知おきいただければと思います。以上でございます。

曽根会長代理

長時間わたりまして、慎重審議、ありがとうございました。以上で第19回の総会を終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。